

# 川崎市総合福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

## 1 概要

### (1) 施設概要

名 称：川崎市総合福祉センター

所在地：川崎市中原区上小田中6丁目22番5号

業務範囲：

- (ア) 福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業（地域福祉情報バンク事業）
- (イ) 市民による福祉活動を促進するための講習、講座等の開催に関する事業（社会福祉研修センター事業）
- (ウ) 施設及び設備の利用提供事業
- (エ) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

### (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### (3) 指定管理予定者の概要

名 称：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

所在地：川崎市中原区上小田中6丁目22番5号

主な業務内容：

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (オ) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- (カ) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (キ) 共同募金事業への協力
- (ク) 総合福祉センターの運営
- (ケ) 福祉パルの受託運営
- (コ) 福祉人材バンクの業務の実施
- (サ) ボランティア活動の振興
- (シ) 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見支援センター事業
- (ス) 福祉サービス利用事業
- (セ) ふくし相談事業
- (リ) 居宅介護等事業の運営
- (タ) 介護保険法に基づく第1号訪問事業の運営
- (チ) 障害福祉サービス事業の運営

- (ツ) 生活福祉資金貸付事業
- (テ) 総合研修センター事業
- (ト) 社会福祉法人経営改善支援事業
- (ナ) 地域生活支援SOSかわさき事業
- (ニ) 老人いこいの家事業の運営
- (ヌ) 老人福祉センター事業の運営
- (ヌ) 老人福祉・地域交流センター事業の運営
- (ノ) その他この法人の目的達成のため必要な事業

\*指定管理者の決定は、令和7年第4回市議会定例会(12月議会)における指定議案可決後となります。

## 2 選定の経緯

令和7年8月 募集開始  
令和7年9月 募集締切り  
令和7年10月 民間活用事業者選定評価委員会  
令和7年10月 指定管理予定者を決定

## 3 応募状況

説明会参加：2団体  
応募団体：1団体（社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

## 4 民間活用事業者選定評価委員会委員

【学識経験者】峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長）  
【専門的知識を有する者】尾石 恵美子（川崎市介護支援専門員連絡会役員）  
【専門的知識を有する者】鬼塚 香（駒澤大学文学部社会学科准教授）  
【専門的知識を有する者】八木 美智子（川崎市看護協会常務理事）  
【財務専門家】谷川 淳（公認会計士）

## 5 選定理由

条例及び施行規則に定められた管理の基準を満たすものとなっている。また、応募書類、プレゼンテーションを通じて、主に次に掲げる点が評価を得たことから、指定管理予定者として選定する。

### (1) 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該施設の設置目的を十分理解した上で、地域福祉情報バンク事業や社会福祉研修センター事業について具体的な上乗せをした事業計画となっている点

### (2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

見込みが不十分な点が一部あるものの、事業計画と整合がとれた収支計画となっている点

### (3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

セルフモニタリングについての考え方方が明確に示されている点や、事業のバックアップ体制が確保されている点

(4) 応募団体自身についての評価

当該施設の管理を行うにふさわしい理念及び組織を有している点や、安定した施設運営のための十分な事業実績を有している点

(5) 応募団体の取組

情報公開や個人情報保護への認識が示されるとともに、再生可能エネルギーの活用など環境に配慮した取組や、キャッシュレス決済の導入を予定している点

6 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	(社福) 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	450点	274点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	250点	143点
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	100点	64点
④応募団体自身についての評価	100点	67点
⑤応募団体の取組	100点	61点
合計	1,000点	609点
実績評価点（標準を0点として、加減点）		50点
総合計点		659点

7 指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容

項目	事業内容
福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業（地域福祉情報バンク事業）	地域福祉情報提供システム「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」について、時代に即した情報を充実させ、必要な情報を必要な人に届けるための情報提供機能の充実を図る。また、団体のネットワークを活かして、市民の視点に立ったより見やすく、わかりやすい情報の分類や提供方法について随時見直し改善を行いながら、きめ細かい情報収集とより多くの市民への情報提供につなげる。 また、専任相談員による総合的な相談及び弁護士、精神科医、臨床心理士による専門的な相談を実施し、ニーズに即した適切な支援ができる体制をつくるとともに、「総合相談支援システム」のデータベースによる適切な情報管理と相談対応の実績を活かして、市民が自助や自立に向けて必要な情報を自ら取得し、問題解決できる支援体制づくりを進める。

市民による福祉活動を促進するための講習、講座等の開催に関する事業 (社会福祉研修センター事業)	地域の方々、グループ、団体を対象とし、地域包括ケアシステム推進につながる研修として、「地域包括ケア推進研修」、「地域課題研修」、「地域活動促進研修」を実施する。これまでに社会福祉協議会が構築してきた様々な実績を活かし、刻々と変化する現状のニーズや課題の把握に努め、魅力あるテーマの研修を企画・実施する。参加者のニーズに対応し、オンライン等の多様な研修を開催するとともに、多様な広報手段を活用し、より多くの地域住民の参加を促していく。
施設及び設備の提供事業	各施設及び設備の利用料金額の設定は条例に規定されている金額とする。施設の利用対象は、ふれあいネットシステムに会員登録している個人とし、特に希望の多いホールについては、原則毎月1日に抽選会を開催することで公平性・透明性を確保した事業運営を行う。また、意見箱の設置等により、積極的に利用者の声を聴く機会を引き続き設けることで、利用率の向上に向けた運営管理を行う。
その他センターの設置目的を達成するために必要な事業	施設・設備の老朽化が進んでいるが、利用者の施設利用に支障をきたさないよう、日頃から現況を把握し、不良箇所の発見に努める。軽微な補修箇所は職員による修繕等を迅速に行い、利用者が健全かつ明朗な雰囲気で施設を利用できるよう維持管理に努める。 また、市政だより、市社協広報紙等の様々な媒体による、幅広い市民を対象とした広報に加えて、地域の多様な主体からなる社会福祉協議会会員のネットワークを通じて、市民に身近な情報として周知・啓発ができよう積極的に取り組む。

## 8 提案額

(千円)

年 度	金 額
令和8年度	1 9 2, 1 6 2
令和9年度	1 9 0, 2 5 9
令和10年度	1 9 5, 4 7 5
令和11年度	2 0 0, 3 2 3
令和12年度	2 0 5, 0 1 1
指定管理予定期間総額	9 8 3, 2 3 0

(健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当 Tel044-200-2626)